

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2019年3月26日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

不動産投資信託証券発行者名 日本プライムリアルティ投資法人

(コード：8955)

執行役員

代表者の役職・氏名

( 署 名 )

大久保 聡

本投資法人の執行役員である大久保 聡は、本投資法人の2018年7月1日から2018年12月31日までの第34期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、別紙「理由書」のとおりです。

以 上

## 理 由 書

日本プライムリアルティ投資法人の2018年7月1日から2018年12月31日までの第34期有価証券報告書に不実の記載がないと認識するに至った理由は下記のとおりです。

### 1. 本投資法人の仕組みについて

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に、投資法人の資産の運用にかかる業務は資産運用会社に委託しなければならないこと、投資法人の資産の保管にかかる業務を資産保管会社に委託しなければならないこと、投資法人の資産の運用及び保管にかかる業務以外の業務にかかる一定の事務（以下、「一般事務」といいます。）についても他の者に委託して行わせなければならないことが定められています。

本書面提出日現在、本投資法人は資産の運用にかかる業務を株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託し、資産の保管にかかる業務及び一般事務の一部（会計帳簿の作成等）をみずほ信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

### 2. 有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は、資産運用会社と一般事務受託者が連携して作成しております。具体的には、資産運用会社は主に物件関連情報や定性的情報の原案を作成し、一般事務受託者は主に会計情報の原案を作成します。それらを資産運用会社に取り纏め、法律顧問・税理士法人によるチェック及び監査法人による監査を受けた後、本投資法人の役員会にてこれを承認した上で、提出しております。

### 3. 当該有価証券報告書に不実の記載がないと認識するに至った理由

- ① 本投資法人の運営に関しては、資産運用会社より月次で報告を受けており、それらの中で報告された重要な事項が、有価証券報告書に記載されていることを確認したこと。
- ② 資産運用会社において、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制（決裁権限、業務マニュアル等）の整備が行われ、かつ実施されていることを確認していること。
- ③ 有価証券報告書作成にあたっては、資産運用会社と一般事務受託者のそれぞれによって業務が適切に遂行されているとともに、両者間における相互チェック・相互牽制などの連携が十分に機能していることを確認していること。
- ④ 有価証券報告書作成にあたり、金融商品取引法及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に関して、本投資法人の法律顧問である森・濱田松本法律事務所から助言を受けていること。
- ⑤ 有価証券報告書の記載内容のうち財務諸表については、本投資法人の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より、金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明を受領していること。

以上